

お 知 ら せ

2 0 2 5 年 2 月 6 日
東 北 電 力 株 式 会 社

女川原子力発電所 2 号機原子炉格納容器内の窒素ガス漏えい率の 有意な上昇について

当社は、女川原子力発電所 2 号機（定格熱出力一定運転中）において、原子炉格納容器内の窒素ガス漏えい率の値に上昇傾向を確認し、その後、2 月 5 日に原子炉格納容器内の窒素ガス漏えいによる有意な上昇^{※1}と判断しました。

本事象は、原子炉格納容器につながるダスト放射線モニタ設備^{※2}からの漏えいによるものであり、漏えい箇所の補修を行い、復旧したことにより、当該設備からの窒素ガス漏えいは停止していることを確認しております。

引き続き、安全性向上への取り組みを進めながら、安定運転に努めてまいります。

なお、上昇した窒素ガス漏えい率の値は基準値以下であり、原子炉格納容器の健全性^{※3}に影響を及ぼす値ではないことを確認しております。

また、本事象による女川原子力発電所 2 号機の原子炉格納容器内・原子炉建屋の放射線モニタや排気筒モニタおよび敷地内のモニタリングポストの値に有意な変化はなく、環境への放射能の影響はありません。

本事象は、女川原子力発電所の情報公開基準^{※4}に基づき公表するものです。

以 上

- ※1 原子炉格納容器内の窒素ガス漏えい率が通常の変動幅を超えて調査レベルに達したことから、現場調査した結果、有意な窒素ガスの漏えいと判断
- ※2 原子炉格納容器内の窒素ガスに含まれる放射性物質濃度を連続的に監視している設備
- ※3 原子炉格納容器に接続している配管の貫通部などから生じる微小な窒素ガスの漏えいが基準値以下であり、放射性物質を閉じ込めるための気密性を有していること
- ※4 女川原子力発電所情報公開基準 区分Ⅲ「③原子炉の運転に関連する主要なパラメータが有意に上昇（または低下）し、原因調査や補修などを行いながら運転継続するとき」に該当する事象

参考：[女川原子力発電所 情報公開基準](#)